
◎発議第 4 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 追加日程第 1、発議第 4 号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

大淵紀夫議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第 4 号、平成 26 年 12 月 11 日、白老町議会議長、山本浩平様。議会運営委員会委員長、大淵紀夫。

白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び白老町議会会議規則第 8 条第 3 項の規定により提出します。

発議 4-2 をお開きください。白老町議会会議条例の一部を改正する条例。白老町議会会議条例の一部を次のように改正する。第 1 条中 15 人を 14 人に改める。附則、この条例は平成 27 年 4 月 1 日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

次に 4-3、議案説明であります。議案説明。白老町議会議員定数については議会運営委員会において精力的に議論してきたところであるが議会の役割、機能考えた場合これまで以上に自主・自律の行政運営が求められる中、本町は財政問題、人口減少問題点、懸案事業など重要な課題を抱えており団体意思の最終決定を行う議会の役割は非常に重要であることから現行の定数は適切だと考えるが、二度目の財政危機に陥ったことに対する議会としての総合的判断、昨年から 1 名欠員のまま 14 人で議会運営が行われている実態を考え、議員定数においても議会がさらに努力をしていく姿勢を示すべきとの判断に至った。以上のことから現状の議員定数を 1 削減し同定数を 14 人とするため本条例の一部を改正するものである。

次に新旧対照表状況です。左の欄が改正前、右の欄が改正後です。改正箇所はアンダーラインの部分であります。

以上よろしくご審議いただきご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（山本浩平君） 反対、5番を松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。賛成10、反対3。

よって発議第4号は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。これを日程に追加し追加日程第2として議題に供したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第2とし議題に供することに決定をいたしました。